

八王子市中小企業次世代人材確保支援条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市規則第 6 4 号

八王子市中小企業次世代人材確保支援条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八王子市中小企業次世代人材確保支援条例（平成 27 年八王子市条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(交付対象者の認定の申請)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定により、交付対象者が奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付対象者認定申請書（第 1 号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大学等を卒業した事実を証する書類又はその写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 在職証明書（第 2 号様式）

(交付対象者の認定の決定の通知)

第 4 条 市長は、条例第 4 条第 3 項の規定による交付対象者の認定をしたときは奨励金交付対象者認定通知書（第 3 号様式）により、認定をしないときは奨励

金交付対象者認定申請却下通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（認定事項の変更の届出）

第5条 条例第5条の規定による条例第3条各号の事項に変更があったとき又は同条第1号若しくは第2号の要件を満たさなくなったときの届出は、変更事項届出書（第5号様式）により行わなければならない。

（奨励金の交付時期及び額）

第6条 条例第6条第1項の市規則に定める時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1回目の交付時期 期間の定めのない労働契約を締結した日（以下「締結日」という。）から2か月を経過した日以後
- (2) 第2回目の交付時期 締結日の属する年の翌々年の6月1日以後（締結日の属する年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税の納付義務が発生しなかった場合にあっては、締結日の属する年の3年後の年の6月1日以後）

（奨励金の交付の申請）

第7条 条例第6条第2項の規定による申請は、第1回目の交付申請については奨励金交付申請書（1回目）（第6号様式）により、第2回目の交付申請については奨励金交付申請書（2回目）（第7号様式）により行わなければならない。

2 前項の奨励金交付申請書（2回目）には、在職証明書を添付しなければならない。

（奨励金の交付決定等の通知）

第8条 市長は、条例第6条第3項の規定により奨励金の交付を決定したときは奨励金交付決定通知書（第8号様式）により、奨励金の交付をしないときは奨励金交付申請却下通知書（第9号様式）により、交付認定者に通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第9条 交付認定者は、前条の規定により奨励金の交付の決定の通知を受けたときは、市長に対し、奨励金交付請求書（第10号様式）により奨励金を請求しなければならない。

(交付対象者の認定等の取消)

第10条 市長は、条例第8条第1項の規定により交付対象者の認定又は奨励金の交付を取り消したときは、認定等取消通知書（第11号様式）により、交付認定者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、条例第8条第2項の規定により奨励金の返還を命ずるときは、奨励金返還命令書（第12号様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。